

介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所について（Q&A）

問1	実習は何をするのか。
問2	実習生と事業所のマッチングはどうやって行うのか。
問3	特定事業所加算を取得できない場合、実習受入協力事業所の登録は行えるのか。
問4	実務研修の実施時期はいつか。また、実習の実施時期はいつか。
問5	実習生の受け入れは何人行えばいいのか。
問6	実習期間中、実習生から連絡が無く、上記人数を受け入れなかった場合、加算が取得できなくなるのか。
問7	特定事業所加算が取得できなくなったが、登録はどうなるのか。
問8	申請から登録までにどれくらい期間がかかるのか。

問1 実習は何をするのか。

（答） 利用者の居宅を訪問する際、実習生を同行させ、アセスメントの実施、居宅サービス計画の作成、サービス担当者会議の準備・同席、モニタリングの実施、給付管理業務など一連のケアマネジメントプロセスの実習を行ってもらう予定です。

1 実習生につき、日数は3日程度となっております。

問2 実習生と事業所のマッチングはどうやって行うのか。

（答） 実習生に実習受入協力事業所の一覧表を配付し、その中から、実習生が実習を受ける事業所を選択し、実習生から自ら選択した各事業所に連絡してマッチングを行います。

問3 特定事業所加算を取得できない場合、実習受入協力事業所の登録は行えるのか。

（答） 実習受入協力事業所は、十分な経験と指導実績のある主任介護支援専門員が在籍し、多様な要介護高齢者（利用者）を担当しているといった要件を満たす必要があるため、特定事業所加算を取得できる事業所（実習受入協力事業所の登録を行えば特定事業所加算が取得できる状態）のみを登録の対象としています。

問4 実務研修の実施時期はいつか。また、実習の実施時期はいつか。

（答） 実務研修は、1月から3月中旬にかけて前期日程を実施し、4月中旬から5月末にかけて後期日程を実施する予定です。

実習は後期日程の始まる前までに終了しておく必要があるため、2月～4月中旬に実習を行うこととなります。

問5 実習生の受け入れは何人行えばいいのか。

(答) 実習生の受入人数は、1名以上受け入れていただく必要があります。
最低1名となりますので、これ以上受け入れていただいても構いません。

問6 実習期間中、実習生から連絡が無く、実習生を1名も受け入れなかった場合、加算が取得できなくなるのか。

(答) 特定事業所加算の取得条件は、実習生の受入体制を確保しておくこととなっているため、実習期間中に実習生から連絡がなく、受け入れが0人となった場合でも、加算が取得できないということはありません。

ただし、実習生より連絡があった場合は、最低1名受け入れていただく必要があります。

問7 特定事業所加算が取得できなくなったが、登録はどうなるのか。

(答) 実習受入協力事業所の登録要件として、特定事業所加算を取得できることが必要であるため、特定事業所加算の基準に該当しなくなった時点(特定事業所加算の廃止届を提出した時)で登録は削除されます。

再度特定事業所加算を取得する場合は、実習受入協力事業所の登録申請も再度行う必要があります。

問8 申請から登録までにどれくらい期間がかかるのか。

(答) 決定通知書の送付までに約1か月はかかりますので、特定事業所加算取得のために申請書のコピーを必ず取っておいてください。

問合わせ先

福岡県 高齢者地域包括ケア推進課 介護人材確保対策室

TEL：092-643-3327

(土日、祝日を除く月～金の9:00～12:00、13:00～17:00)